件	名	国民健康保険法施行条例
主	管課	保健福祉課医療保険室
根拠法令等		国民健康保険法第11条、第75条の2、第75条の7 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第6条及び第9条から11条

#### 【制定の概要】

平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県が担うことに伴い、改正後の国民健康保険法及び政令の施行により、条例で規定することとされている必要事項を定める。

# 1 愛媛県国民健康保険運営協議会の設置

委員は合計11人

被保険者代表3人、保険医又は保険薬剤師代表3人、公益代表3人、被用者保険等保険者代表2人

# 2 国民健康保険保険給付費等交付金

県は市町に対し、普通交付金と特別交付金を交付

普通交付金

市町が保険給付に要した費用の全額を交付

特別交付金

市町向けの国の特別調整交付金(災害等の特別事情に応じて交付) 保険者努力支援制度(市町の保健事業等の取組に応じて交付) 特定健診分(費用の3分の2負担分を交付) 等

## 3 国民健康保険事業費納付金

あらかじめ、各市町から徴収する納付金の額を算定し市町に通知 各市町の納付金額に、当該市町の年齢調整後の医療費指数の多寡を反映 その他納付金額の算定方法等を規定

施 行 日 平成30年4月1日

## 【その他参考事項】